

議案第10号

あきる野市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月18日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

低所得者の介護保険料の軽減強化を図るため、規定を整備する必要がある。

あきる野市介護保険条例の一部を改正する条例

あきる野市介護保険条例（平成12年あきる野市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成31年度及び平成32年度」を「令和2年度」に、「20,520円」を「15,840円」に改め、同条第3項中「平成31年度及び平成32年度」を「令和2年度」に、「20,520円」を「15,840円」に、「27,000円」を「19,200円」に改め、同条第4項中「平成31年度及び平成32年度」を「令和2年度」に、「20,520円」を「15,840円」に、「40,440円」を「38,880円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のあきる野市介護保険条例の規定は、令和2年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。